

第11期第2回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日時 平成30年5月29日（火） 午後5時30分～7時30分
- 場所 武蔵野プレイス スペースC
- 出席者 委員7名
事務局 3名 企画調整課 1名

1. 会議次第

1 議事

- (1) 自治基本条例について
- (2) 第1回委員会会議要録について
- (3) 市報むさしの情報公開特集面について
- (4) 平成29年度の開示等状況について
- (5) CIMコラムのテーマについて
- (5) その他

2. 議事における会議要録

- (1) 自治基本条例について
(企画調整課長) [自治基本条例の骨子案について説明があった。]
- (委員長) 何か質問、意見等がありますか。
- (委員) 自治基本条例を制定することによって、情報公開条例も改正の必要性が出てくる可能性がありますか。
- (企画調整課長) 可能性としてはあります。自治基本条例は自治体の憲法と言われ、他の条例の解釈の基準となるので、基本的には他の条例は自治基本条例との整合性がとれるように、矛盾がないかの洗い出しが必要になると思います。
- (委員) 自治基本条例の制定と、他の条例の洗い出しは同時に行うということですね。
- (企画調整課長) 矛盾がある箇所については直さないといけないので、同時にせざるを得ないと思います。ただ、住民投票に関しては、おそらく新たに住民投票に関する条例を作らなければならないので、自治基本条例を根拠として、住民投票に関する条例を制定することになるかと思われます。
- (委員長) 矛盾している箇所が、後から分かることもあるでしょう。
- (企画調整課長) そのようなこともあるかもしれません。情報公開条例については、大枠で自治基本条例でも踏襲するような形になりますので、自治基本条例では抽象的に書き込み、情報公開条例で詳細を決める位置付けになると思います。改正するかどうかは別として、いずれにしても条例

の見直し作業は必要になってきます。

(委 員) 第8章に平和が入っていますが、これは珍しいのですか。

(企画調整課長) 自治基本条例で平和を章立てしているのは、珍しいケースだと思います。前文で触れている自治体はあるのですが、前文には基本的に法的な拘束力がないこともあり、懇談会の中でも前文では必ず触れましょう、市として強い姿勢を示すため、章立てもしていこうというのが懇談会での議論でした。こちらについては、市民の方からも、ここまで規定するのはどうか等さまざまな意見をいただいています。

(委 員) 少し唐突な感じもします。

(委員長) 本土で一番初めに空襲に遭ったのは武蔵野市なのですよ。その辺りを強調していくといいのではないかと思います。

(企画調整課長) はい。

(委員長) 武蔵野市の長期計画は10年単位ですよ。

(企画調整課長) 長期計画は10年を見据えて計画していますが、4年ごとにローリングしているので、事実上は8年で次の長期計画を立てることとなります。

(委員長) 長期計画が何年ごとという話は、条例の中には入れなくていいのですか。

(企画調整課長) 長期計画条例が別にあり、そこで詳細については定める形をとっています。その上位となる自治基本条例では、長期計画による計画行政を行うという大枠を定めることとなります。

(委 員) 他の自治体の自治基本条例も見ての感想ですが、平和や住民参加、長期計画等において、進んでいる内容だと感じました。

(企画調整課長) ありがとうございます。

(委 員) 7章の広域的な連携の前に、隣接の市区との連携はどうだろうと疑問に思いました。地域の相互発展ということでは、隣接の杉並区や三鷹市、西東京市等がもう少し出てきてもいいのではないかという印象です。

(企画調整課長) 近隣自治体という一言しか書いていないのですが、自治体は単独では立ちかないこともあるので、近隣自治体含め広域的な連携が必要と考えています。

(委 員) これからはますます近隣自治体と連携しないといけないことが多くなると思います。

(委員長) まさにプレイスも、利用者の半分以上が他市の住民なので、そういう点では相互利用している施設ですね。あとは、8ページの上の「重要な計画」と「特に重要なもの」とが重複している感じがするのですが、この重要性の違いとは何ですか。

(企画調整課長) 趣旨としては、長期計画をはじめとして基本計画やその他市には多くの個別計画がありますが、それらも市民参加でやってきた経緯なども踏まえ、具体的に何が重要な計画に相当するか、整理する必要があります。

(委員長) 整理することで、重要性の意味やどういう点での重要なのが明確になるといいと思いました。あと、14ページのコミュニティに関して、コミュニティの活用は重要で、コミセンの活動と自治基本条例でコミュニティに含まれる内容とが連携をとっていくこともあるかと思いません。

(企画調整課長) そのように思います。武蔵野市コミュニティ条例には、コミュニティについての基本的な考えと、コミセンによる活動が書かれています。自治基本条例は、この上位に当たる条例であり、懇親会での議論でも、コミュニティは自主的・自発的なものであり、自治基本条例でかつちり決めてしまうと、活動の範囲が狭まってしまうのではないかという議論もありました。趣旨説明でも記載していますが、自治基本条例では広く記載しています。連携については想定しており、地域コミュニティにおいては担い手の高齢化や固定化など課題がありますので、市全体の課題として重要な位置付けとなってくるとと思います。

(委員長) コミュニティスクールなど、言葉がひとり歩きしているところがあると思うので、自治基本条例における「コミュニティ」をきちんと定義した方がいいと思います。

(企画調整課長) 今後とも検討します。

(委員) 住民投票を常設型と記載しているのはなぜですか。

(企画調整課長) 現在は、地方自治法の直接請求の枠組みを使って住民投票を請求することができます。その都度、住民投票を行うための条例を制定して行うのですが、この場合、議会の議決が必要になるので、住民が50分の1の署名を集めても、議会で否決されると住民投票は行われません。議論の中では、めったなことでは住民投票となる訳ではなく、多くの人が行政や議会に対し信頼を失った際に行う伝家の宝刀であるならば、議決は必要ないのではないか、という意見がありました。

ですので、必要となる署名の数でハードルを一定程度上げたうえで、議決を経なくても住民投票ができるよう、地方自治法の枠組みの外のものとして規定するものなので、常設型と記載しています。

(委員) そういう意味なのですね。骨子案素案を読んだだけでは、分かりにくいのではないかと思います。

(企画調整課長) ここはさまざまな議論があったところで、趣旨説明も長くなっています。

(委員) 条例ができた際に、分かりやすく市民に伝えてもらえるような工夫が必要だと思います。子どもにも分かるようにしてもらえたら、武蔵野市民としての理解も深まると思います。

(企画調整課長) はい。市民の皆さんに理解してもらえないと意味のない条例だと思っています。

(委員長) では、できあがるのを楽しみにしています。自治基本条例については以上とします。

(企画調整課長 退出)

(2) 第1回委員会会議要録について

(委員長) 第1回委員会会議要録について、質問や意見はありますか。

(事務局) 修正がある場合は、6月8日までに連絡いただければ修正し、なければ確定とさせていただきます。(その後、原案で確定とした。)

(3) 市報情報公開特集面について

(委員長) 優しい色になったと思います。来年も同じレイアウトでよいのではないかと思います。何かありました来年の特集面で改編もできます。

(事務局) はい。意見等がありましたら、来年に反映します。毎年1月の委員会で、特集面の素案を提示し、意見を頂戴していますが、何か気づいた点がありましたら、逐一事務局に意見をいただければと思います。

(4) 平成29年度の開示等状況について

(事務局) [平成30年1月1日から3月31日までの開示等請求について、行政文書の開示が19人から27件あり、開示が4件、一部開示が22件、非開示が1件であった。自己情報開示では14人から19件の請求があり、開示が9件、一部開示が3件、非開示が1件、文書不存在が6件あった。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの開示等請求について、行政文書の開示が87人から147件あり、開示が34件、一部開示が87件、非開示が25件、却下が1件、審査請求が5件であった。自己情報開示では、62人から74件あり、開示が37件、一部開示が16件、非開示が2件、文書不存在が19件であったことを説明した。]

(委員長) 質問はいかがでしょうか。28年度と比べて、非開示や不存在が増えているのですか。

(事務局) 28年度の内訳は資料に落とし込んでいないので、次回からは年度で比較できるようにします。

(委員長) そうすれば、28年度と29年度の内訳の比較ができますね。

(委員) 一部開示や非開示部分は、ほとんど個人情報や法人の運営情報にあたるから非開示となるということですよ。この資料を見て、非開示部分があると、なぜ非開示なのか疑問が出てくると思うので、非開示部分は説明があるといいのではないですか。

(事務局) 非開示部分については、個人情報や法人の事業活動情報が主なのですが、市報の特集面で非開示にした例示を記載しています。必要ならば、件数ベースで29年度の非開示の内訳をお出しすることはできます。

(委員) 市報には出ているのですか。この委員会資料は公表されないのですか。

(事務局) ホームページに掲載しているのは議事録のみで、資料まではアップしていません。非公開での会議ではないので、開示請求されたら開示します。開示請求の情報については事務報告書でも確認できるので、そちらを案内しています。

(委員) いずれにしても、このような資料が公表される際には、非開示部分が個人情報ということが分かれば納得できると思います。

(事務局) 個人情報以外で非開示決定した場合に、審査請求になりやすいという面はそのとおりだと思います。

(事務局) [審査請求について事務局から説明を行った。]

(委員長) 1件目は答申まで終わり、それ以降はまだ継続して審査しているということですね。これ、請求理由はほぼ調査・研究ということなのですか。

(事務局) 開示請求の理由として、調査・研究を選択する方が多いのです。請求に対して理由を詳細に尋ねることは行っていません。

(委員) 本当は違う理由で請求をしているということもあるのですか。

(事務局) もしかしたら違う理由なのかもしれませんが、そこまでは分かりません。その他の欄にさまざま理由を書く方もいますが、調査・研究

は理由として選びやすいところもあるので、その項目を選ぶ方が多いのではないかと思います。

(委 員 長) 市としても、さまざまな開示請求がある中、この審査請求の結果が次の開示請求の参考となるといいですね。

(事 務 局) そう思います。今まで企画提案書などは、非選定事業者のものは非開示ではないかという考えでしたが、今回このような答申が出たので、今後の市の基準にも影響が出てくるところだと思います。

(事 務 局) 公表と開示は違うということで、募集要項を少し変え、開示請求があった場合には開示することがあり得るという項目を加えているものもあります。開示に対しては反対意見もあるかもしれませんが、今後はある程度開示されることを前提として、プロポーザルを進めざるを得ないところがあるかと思います。

(委 員) 意思決定のプロセスは公開するのが原則だと思います。ただ、非公開な記録にはかなり詳細に書かれているものもあると思います。開示したとしてもほとんど黒塗りにしているような場合もありますので、そのようなものも含めて公開を考えなければならないと思います。

(事 務 局) 非公開の会議録などは、発言によっては非開示にしないといけないのではないかと、という議論もありました。開示すると影響が大きいとして実施機関が非開示と判断した部分であっても、審査会としては、原則開示の中で非開示にする部分は慎重に判断しており、個別に確認していくと、非開示にはならないのではないかと判断することもあります。

まだ協議中の部分など非開示になる部分も当然ありますので、全てが開示されるということはないと思います。

(委 員) 開示請求の理由としては、非選定事業者の提案内容を知りたくて開示請求したと思うのですね。でも、なぜ審査請求を取り下げってしまったかが不思議です。

(事 務 局) 実施機関としては、点数の内訳や選定事業者は当初から公表しており、選定事業者の企画提案書については一部開示したのですが、審査請求人は、非選定事業者の企画提案書も開示すべきと訴え、審査請求に至ったようです。ただ、答申後に取下げられるという結果となりました。

(委 員) 今後、募集要項に反映される部分はありますか。

(事 務 局) このときは、応募書類は公表しない、非選定事業者の提案は選定過程等の説明以外の目的には使用しないということでしたが、積極的に公表することと、開示請求があった際に開示することは異なるので、募集要項に公表しないと書いてあるとしても、非開示になるとは言い切れないという判断でした。市としては、公表しないと事業者に言ったことなので開示はしないと訴えていましたが、このような答申となりました。今後は、あらかじめ募集要項等で開示請求によって開示されることがあり得るかもしれないということを事業者に伝えていくしかないと思われます。

(委 員) 募集要項に公表しないと書いてあっても、それに拘束されないということですね。

(事 務 局) 例えば、任意提供情報に該当するようなレベルであればともかく、単に募集要項上に記載しているだけならば、開示請求に対しては、情

報公開条例上でどうかと考えなければならないという話でした。

- (委 員) 今後、武蔵野市は提出書類を開示するとなると、応募する事業者に警戒されてしまう弊害があるのではないですか。
- (事 務 局) 今後は、開示請求があった際には開示される場合がある旨を募集要項に書き込む必要があると思います。他の自治体では、公開される恐れがあるので、公開されたくない事項は書き込まないようにと記載している自治体もあります。
- (委 員) でも、そうするとプロポーザルに応募できないと考える事業者もありえますよね。ノウハウとまではいかないとしても、事業者としての創意工夫が入っているのではないですか。
- (事 務 局) 創意工夫は判断が分かれるかもしれません。今回は事業者としての創意工夫があったとしても、ノウハウとまでは言い切れない部分は開示となっています。
- (委 員) 応募する際に、開示しないでほしい部分を分けて記入してもらうわけにはいかないのですか。いわゆる営業秘密は開示しないということもできると思うのですが。
- (事 務 局) おそらく、要項や様式を工夫できれば、事業者からもここは非開示になるだろうと、ある程度信頼して書き込むことができると思われま。ただ、募集段階でここは非開示にしますと言い切ることは難しいと思われま。
- (委 員) アイデアを一生懸命考えたにも関わらず、落選したあげくに公開されてしまうことがありますね。
- (事 務 局) そのとおりですが、今回は事業者にアンケートをとり、事業者が非開示にしてほしいと主張する部分を出してもらい、判断の物差しとするところはありました。

(5) C I Mコラムのテーマについて

- (事 務 局) [事務局から8月15日から11月15日までのC I Mコラムのテーマについて、①レモンキャブ②武蔵野かるた③待機児童対策④コミュニティ未来塾むさしの⑤市職員のワークライフバランスの5テーマを掲載の候補として挙げた。]
- (委 員 長) ワークライフバランスのテーマは、前回に採用された案なので、二重丸がついています。何か他にテーマの案があれば入れたいと思いたすがいかがですか。
- (委 員) クリーンセンターが新しくなってから数回火災が起きています。今回、炉が2つになり、1つ壊れると大変なことになるので、市民にごみの出し方をきちんと知ってもらえたらと思います。
- (事 務 局) 先日のクリーンセンターの火災は、リチウム電池が関係しているのではないかとのことです。例えば、小型家電の中に充電電池としてリチウム電池が入っていて、それを不燃ごみに入れてしまうと、破碎したときに火花が出て、燃え移ることがあるようです。旧クリーンセンターであったような、ボンベが混入していて爆発したということではなく、火災の原因は今までとは違うようです。
- (委 員) 煙が充満していたという話を聞きました。今までのやり方でよかったことが変わってきたことを、生活の中で意識しないといけなくなっていると思います。

- (委 員) リチウム電池が原因で火災が起こったという情報を初めて聞きましたが、市報などで公表されているのですか。
- (事 務 局) そのように言われているのですが、原因かどうかまでは断定できないところでは。項目として立てられるようにしておきます。
- (委 員 長) では、項目に入れ、優先順位をあげておきましょう。
- (委 員) この間、市報の特集号で健康福祉総合計画が掲載されましたが、分量が多く分かりにくかったので、C I Mで分かりやすく載せられたらいいと思います。地域福祉計画を策定するための地域懇談会を開かなければならないので、できれば早く掲載してもらえたらありがたいです。
- 待機児童対策については、今年はかなり保育園ができたので待機児童数は随分減ったということを知りました。
- (事 務 局) 0～2歳を中心とした小規模園が多くできているところがあると思います。設置を進めており、一時期に比べると、ずいぶん定員数が広がったことで、待機児童は50人程度まで減ったようです。以前は、1歳児が保育園に入れないという話をききましたが、今は、小規模園が多くなったことで、3歳児のときに移るのが大変というようなことも言われています。
- (委 員) 生活も変わっていくという感じですね。
- (委 員) 武蔵野市の農業や、地産地消はいかがですか。給食で地産地消について取り上げたことがあったと思いますが、農地が少なくなってきているということもありますので取り上げたらいいと思います。
- (委 員 長) 項目として、農業と地産地消として入れておきましょう。いかがでしょうか。今、項目としては、2つ「健康福祉総合計画」と「農業と地産地消」を項目として入れています。選ぶとすると、ワークライフバランスと、事務局からはレモンキャブ、武蔵野かるた、待機児童、コミュニティ未来塾むさしのという案が出ています。かるたは前回の会議で挙げたものですが、できあがっているのですか。
- (事 務 局) できあがっているとのことです。
- (委 員 長) できているなら、採用でいいのかと思います。待機児童は、大分解消されたという話もありますので、項目としては上げて掲載の優先順位は低くしましょうか。レモンキャブはいかがでしょう。
- (委 員) レモンキャブの台数は増えているのですか。
- (事 務 局) おそらく、10台前後かと思います。
- (委 員) 「ふれあい」という市民社協の広報誌で、レモンキャブについても広報しているのですが、新聞折り込みということもあって、見てほしい人の目に届いていないところがあります。
- (委 員 長) では、これは優先順位を上げておきましょうか。未来塾はどうですか。
- (委 員) 私は未来塾の1期生ですが、コミセンだけではなく、どこでも次の担い手が不足しているという現状があります。そういう中で、人とのつながりなどを探す試みです。会話することから人とのつきあい方を見つけたり、人とのつながりが広がるといったプログラムで、おもしろいと思った人が継続し、別のつながりを持つことから次のステップへと地味な活動ですが。
- (委 員) この所管はどこですか。

- (事務局) 市民活動推進課です。チラシを見ると少し堅い印象を受けるかもしれませんが、ゲーム感覚で参加できるプログラムもあり、やってみると結構楽しいという声をいただいています。
- (委員長) では、項目に入れて優先としましょう。それから、待機児童を除いた事務局で候補としたテーマと、ごみ収集と総合福祉計画を採用し、その中から、事務局に時期は調整してもらおうということによろしいですか。
- (事務局) レモンキャブはC I Mで取り扱っていなかったのが項目に挙げましたが、時期は問わないので、他を優先して掲載することができると思います。

(6) その他

[次回委員会の日程及び会場について調整を行った。]

- (委員長) 本日は、以上で終わります。